

津波防災地域づくりに関する法律

津波災害に強い地域づくりに向けて



リンク集

─ 津波防災地域づくりに関する法律について

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html

______ 津波防災地域づくりに係る技術検討会 _

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/

__ 津波防災まちづくりの計画策定に係る指針。

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000031.html

問い合わせ先

____ 基礎調金、津波浸水想定、津波防護施設 _

__津波避難建築物の容積率規制の緩和

水管理·国土保全局砂防部保全課海岸室

住宅局市街地建築課

.一回地の洋放防炎拠点印由地形成爬設.

业祭理, 国土仅今日业政部

津波災害警戒区域についての宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

小官庄, 国工体于问小风铁

土地・建設産業局不動産業課

港湾局海岸·防災課

______その他法律

総合政策局参事官(社会資本整備)室

国土交通省 03-5253-8111(代表)

基本理念

『なんとしても人命を守る』

ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想によって津波防災地域づくりを推進

~はじめに~

平成23年3月11日、三陸沖を震源域として発生したモーメントマグニチュード*1 Mw9.0の巨大地震は 東日本各地域の沿岸域に大津波をもたらし、

死者15.893名、行方不明者2,553名(平成29年3月10日警察庁発表)という、未曾有の大災害となりました。

一方、特に、南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想*2されていますが、

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓である「低頻度大規模災害」にどう備えるかということを踏まえて、

これまでの津波防災対策を真摯に見直し、真に津波災害に強い国土、地域づくりを進めることが求められています。

このことを受け、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動昌させる「多重防御」の発想により、

地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する

「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行されました。

(※1)地震は地下の岩盤がずれて発生。この岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード(気象庁HPより抜粋) (※2)文部科学省地震調査研究推進本部による『南海トラフ地震活動の長期評価(第二版)[平成25年5月]』では南海トラフで次に発生する地震の30年発生確率を M8~9クラスで60~70%としている

▶最大クラスの津波に対して

○最大クラスの津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

基本的考え方

被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要

- ①海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する
- ②それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視









津波防災地域づくりに関する法律の概要

基本指針(圖+交通大臣)平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する



- ・津波災害警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の 区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建 築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域と して指定することができる

推進計画

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏ま え、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画 (推進計画)を作成することができる



津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内におい て、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その 他の管理を行う

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和
- 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

▶基本指針とは

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本理念を示しています
- 法に基づく様々な措置の基本となります

記載事項

津波防災地域 づくりの推進に 関する 基本的な事項

基礎調査

津波浸水想定 の設定

指針となるべき事項

津波災害警戒区域 津波災害特別警戒区域 の指定

■ 国土交通大臣が平成23年12月27日に策定しました



津波浸水想定の設定

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定(都道府県)

▶津波浸水想定とは

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を都道府県知事が設定し 公表します

基礎調査(都道府県、国土交通大臣)

- 地形データの作成(海域及び陸域)
- 地質等に関する調査
- ●土地利用状況の把握等
- 広域的な見地から必要とされるもの(航空レーザ測量等)は国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

津波浸水想定の設定・公表(都道府県)

最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

●国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示

津波浸水シミュレーション

- ●海域及び陸域の津波の伝播を津波浸水シミュレーション(平面2次元モデル)により表現
- 地形データをシミュレーションに反映
- 建築物等による流れの阻害を土地利用状況に応じた粗度係数として設定
- ●安全マップとならないように悪条件のもとで設定(朔望平均満潮位、海岸堤防の破壊等)

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深

●最大の浸水域及び浸水深を表示

公表、国土交通大臣へ報告、関係市町村へ通知

▶津波浸水シミュレーションの手順

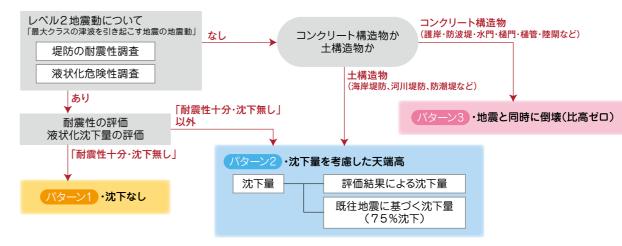
過去に発生した津波・発生が想定される津波の整理

) 最大クラスの津波を引き起こす断層モデルの設定(例)

対象津波 規 模		東北地方太平洋沖地震津波 Mw = 9.0	H23想定津波 Mw = 8.4	
使用モデル		内閣府モデル	茨城県モデル	
	説明	東北地方太平洋沖地震が悪条件下で発生した 場合を想定	1677年延宝房総沖地震の震源域で、地震調査 研究推進本部の評価結果による規模の地震が悪 条件下で発生した場合を想定	
概要	震源域			

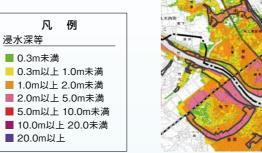
※2つの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を抽出して、浸水想定を設定

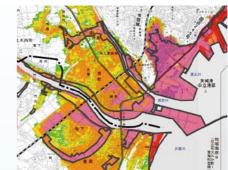
3 各種施設の条件設定



※堤防・護岸等施設の耐震性や液状化の評価は、最大クラスの津波を引き起こす地震の地震動であるが 検討が困難である場合レベル2地震動を用いることを検討することも考えられる

🚺 津波浸水想定の設定





津波災害警戒区域等の指定

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定(都道府県)



- ・津波災害警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域(いずれも)

「津波災害警戒区域」

イエローゾーン =警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒 避難体制を特に整備すべき区域」

※津波災害警戒区域(イエローゾーン)内には土地利用や開発行為等に規制はかからないうえ、津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される ※指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

「津波災害特別警戒区域」

オレンジゾーン レッドゾーン =土地利用規制

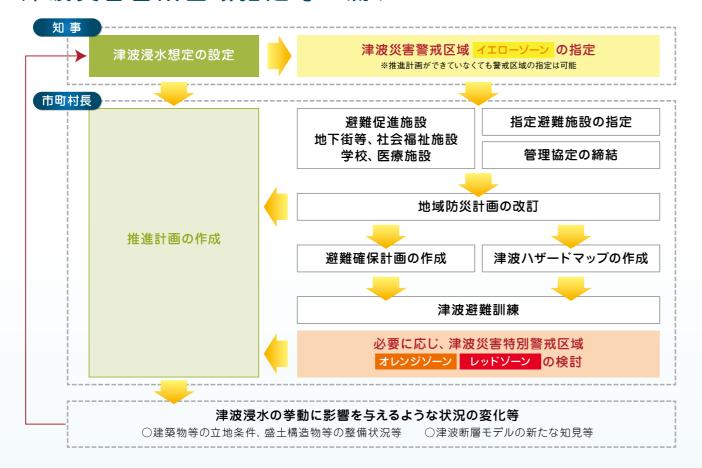
津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、「一定の開発行為・建築を制限すべき区域」

○社会福祉施設、病院、学校については、次の基準に適合することを求める ・上記の用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合 ・病室等の一定の戻室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる。)が基準水位以上

※指定に当たっては、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる。

▶津波災害警戒区域指定等の流れ



津波災害警戒区域内においては基準水位が表示されます



▶津波災害警戒区域の指定事例



「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に!

- ■津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- ■基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水階+2階」に設置が必要(消防庁指針)

(例)	津波浸水想定	0.3~1m	1~2m	5~10m
	基準水位	0.6m	1.7m	6.5m
	基準水位を目安 とした対策例	防潮扉 高さ 60cm以上	2階以上を避難所に (従来は、3階以上)	津波避難タワー 高さ 6.5m以上

出展:徳島県ウェブサイト(http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700032/)

津波災害警戒区域内に開発規制はありません 津波浸水想定にあわせて指定可能です

推進計画の作成

津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画

基本指針(国土交通大臣)



推進計画(市町村)

▶推進計画とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するため『市町村』が作成する計画です

※ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示します

▶推進計画に記載する事項

- 推進計画の区域(必須項目)
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における十地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務(ハード・ソフト対策)

メリット

- ✓ 市町村だけでなく、国・都道府県との連携により、津波防災を効率的かつ効果的に推進
- ✔ 住民等に計画的な取組を知ってもらい、自助・共助・公助の連携による津波対策を推進
- 津波に強い地域づくりの前向きな姿勢と具体的な姿を示し、住民・企業の不安を払拭し、 定着を図る

※なお、推進計画に記載する多くの事業について、社会資本整備総合交付金、防災·安全交付金の補助メニューが活用可能。 税優遇の特例措置が認められているものもある。

協議会の活用を検討

(市町村マスタープラン) との調和

都道府県や 関係管理者等 との協議

【留意事項】

- ○都市計画(市町村マスタープラン)との調和
- ○協議会が組織されていないときは、都道府県や関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者との協議
- ○海岸保全施設、津波防護施設等の整備に関する事項については、関係管理者等の案に基づいて作成
- ○関係管理者等の案の作成に当たり、市町村が津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申出
- ○市町村からの申出を受けた関係管理者等は当該申出を尊重

〈作成後〉

- ○市町村は遅滞なく、計画を公表するとともに、国土交通大臣、都道府県、関係管理者等その他事業・事務を実施すると 見込まれる者に送付
- ○国土交通大臣・都道府県は推進計画の送付を受けたときは、市町村に対して、必要な助言が可能
- ○国土交通大臣は、助言を行う際に必要であれば、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることが可能

協議会

推進計画の作成に関する協議及び推進計 画の実施に係る連絡調整を行い、推進計 画を作成しようとする市町村が組織する

- 推進計画を作成しようとする市町村
- 当該市町村の区域をその区域に含む 都道府県
- 関係管理者等その他事業・事務を
- 実施すると見込まれる者
- 学識経験者、その他当該市町村が 必要と認める者(市民代表など)

津波防災地域づくり 推進計画作成ガイドラインとは

市町村による推進計画の早期作成を促進するため、参考となる先行事例、推進計画の作成 手順や留意点を明記したもの

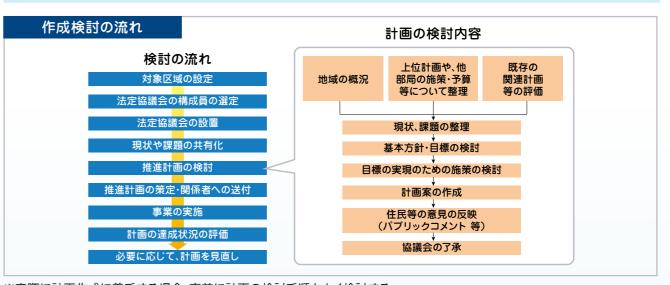
ガイドラインの概要

「先進事例の横展開」 計画の意義・効果に 既作成市町の作成のきっかけや実感して いるメリットを記載 対する理解の促進 計画の作成経費の 既作成市町の先例を記載 先例の把握 既作成市町が行った関連計画との整合 関連計画との調整 のノウハウの取得 調整の方法を記載 協議会の運営の 既作成市町の協議会のメンバーなど運営 ノウハウを取得 の先例を記載 「作成手順、留意点の明確化」 津波防災地域づくりの推進に関する基本 計画事項の記載方法 の理解の促進 的な指針の解説 計画の作成手順の 推進計画の作成の流れ、検討の手順を 明記(対象区域と方針だけの計画も可) 理解の促進

- ●推進計画の必要性に対す る認識を高め、作成の機運 を醸成
- ●先進事例の把握を含め、推 進計画作成のノウハウの 取得を推進
- ●担当職員の負担の軽減を 図り、推進計画の効率的な 作成に寄与

▶早期作成に対する支援

本ガイドラインのほか、市町村の担当者向けの研修や説明会の開催、国土交诵省職員が直接 出向き説明する「出前講座」を実施



- ※実際に計画作成に着手する場合、事前に計画の検討手順をよく検討する。
- ※「推進計画の区域」の設定自体、法定協議会の協議対象となりうる。
- ※法定協議会の開催だけにとどまらず、住民ワークショップの開催の検討も有効である。



焼津市

海を活かした地域活力と 安全・安心な暮らしが共存するまちづくり

焼津市の特徴

焼津市は焼津漁港・大井川港を中心として、海の恵みととも に発展してきました。市民の暮らし、産業活動、観光資源の多く が沿岸部に集まっているまちです。

市における推進計画作成の背景

当市では、静岡県が示した地震被害想定によると最大クラス の地震・津波が発生した場合、強い揺れと広範囲にわたる津波 の浸水が想定されています。

東日本大震災を契機として、津波災害に対する市民の皆様の 危機意識が高まるなか、市民の皆様の不安と誤解を解消すると ともに、防災・減災対策を推進するため、地震・津波災害に対す る計画を示すことが重要であると考えました。







推進計画策定の意義、期待される効果など

当市では『推進計画』を策定するために協議会を立ち上げ、議 論を重ねてきました。協議会では、国・県・市など様々な関係管理 者と緊密な連携・協力体制を築くことができたため、実効性の高 い『推進計画』を策定することができました。

また、当市では全国有数の遠洋漁業の基地である焼津漁港を 中心に発展した歴史を背景として、現在も人口や産業は焼津漁 港の後背地や大井川港に続く沿岸部を中心とした地域に集中 しています。市民の皆様や企業に安心して当市に定着していた だけるよう、『推進計画』を策定し、津波防災地域づくりについて の市の前向きな姿勢と具体的な姿を示しています。

今後の進め方

当市では、上位計画及び関連するまちづくり政策を見直す場 合や、あらたな施策・事業が具体化してきた場合などに、随時 『推進計画』の更新を図っていくこととしています。そのため、当 市では津波防災地域づくりの持続的な推進を念頭に、計画期間 を設定していません。

焼津市津波防災地域づくり推進計画の概要

策定の日的

住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりとの整合を図りつつ、大規模な地震、津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に実施し 地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを推進していく上での指針として策定

現状と被害想定

1|焼津市の現状とこれまでの取り組み

- 地域特性と将来計画
- 全国屈指の漁業のまちとして海と共に発展してきたため、住宅や事業所、市役所、JR焼津駅等、市民 生活にかかわる主な施設は、焼津漁港の後背地を中心とする地域に集中しています。 市の第5次総合計画では、「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ~活力と自然の恵みに満ちた
- まち 焼津~ |を将来都市像に掲げて、まちづくりに取り組んでいます。 ■これまでの取り組み
- 市民の安全・安心な暮らし、を支えるため、津波避難場所の確保・整備 標高表示板の設置 防災メール の導入、全自治会での津波避難地図の作成、避難訓練の実施等、様々な対策に取り組んできました。

2 想定される地震・津波災害 ■ 相定される地震・津波被害

基本方針 海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり

- あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した「静岡県第4次地震被害想定(平成25 年6日) |が公表されました。本市では 最大で霊度7の遅れ 平均6m・最大9~10mの津波高さが相定さ
- れています。津波到達時間は最短で2~3分、最大津波が海岸に到達するまで最短17~25分と、非常に 短いことが特徴です。 ■静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の策定
- 静岡県では 第4次地震被害相定を踏まえ 人命を守るごとを最も重視し、相定される被害をできる 限り軽減する「減災」を目指した地震・津波対策を策定しました。

3 推進計画区域 地震対策と津波対策に一体的に取り組むことで市民生活の安全・安心を高め、また将来的な内陰部を活用したまちづくりの可能性を考慮し、「焼津市全域」を推進区域とします。

4 地震・津波災害に強いまちづくりに向けた基本的な考え方

海と共に暮らず「焼津市のまち の姿」を守るため、現在の土地利 用を維持します。

・・ ただし、特に浸水深が深いエリ アにおいては「限定的な土地利 用の見直し」を今後検討します。 市民の生命、身体の安全確保 こ向けて、避難経路、津波避難 施設、避難サイン等の整備、市 地図の作成、避難訓練の実施 地震·津波から市民の生命。 財産、産業活動を守るため、 建物の耐震化やインフラ、津 波対策施設等の整備を進め ます。

迅速かつ四滑に避難するこ とができるよう、避難経路の 整備や防災訓練等の様々な ード・ソフト施策を総合的 に展開します。

「日常の暮らし・産業活動」と 「災害時の人命·財産の保 護しの両立を目指して、長 期的な視点で土地利用を検 討します。

備える 市民が主体となった防災·減 災対策の推進のため、「自助」 「共助」の取組みを市全体に広 く浸透させ、地域全体の防災 力の向上を図ります。

5|地震・津波被害に強いまちづくりの推進のために行う事業又は事務 円滑な避難確保σ 全市的な取組み 地籍調査 民間活用促進 ための施設整備 地震動による建物倒壊 避難経路整備 ●耐震化促進 火災や液状化による人的被害 ●木造住宅解体 建物倒壊、避難経路の途絶 進事業 ●避難経路の整備 ●地籍調査 ●民間宅地分譲助 ●土地利用見直し ●海岸保全施設σ 津波による避難困難 建物倒壊 津波避難施設の 狭隘な道路網による被害拡大 建波避難ビル改 整備 ●避難誘導サイン 高齢者や来訪者の避難対策 河川管理施設の 防災拠点施設の 上砂災害による建物倒壊、人的被害 浸水想定区域に立地する漁業 関連施設、工業団地

6 今後の進め方

・津波被害リスクの共有と正しい防災知識の善及 防災教育の推進 ・焼津市の上位計画・まちづくり政策の方向性や新たな被害想定等の公表の状況。本推進計画に位置付けられた 個々の施策の進捗や新規事業の提案の状況等を検証し、推進計画を継続的に改善



浜松市

~津波に強い魅力あるまち・はままつ~

浜松市の特徴

浜松市は、首都圏・関西圏のほぼ中間地点に位置しており、自 然豊かな都市であるとともに、日本有数の産業集積都市でもあ

当市の沿岸部は低地が広く分布しており、浜名湖沿岸を除い ては、津波の避難先となりうる高台も少ない上、地質的に軟弱 地盤が分布していることから、地震の規模によっては液状化が 発生する恐れがあります。

市における推進計画作成の背景

当市では東日本大震災における津波被害を鑑み、津波対策委 員会を立ち上げ平成24年3月に避難方法や避難施設整備方針 などを検討した「中間とりまとめ」を行いました。

そして、平成25年6月の静岡県第4次地震被害想定の公表を 受け、この「中間とりまとめ」を見直し、強化するとともに、市民の 皆様に計画的な津波防災地域づくりの姿を示すため、平成25 年9月に法に基づく津波防災地域づくり推進協議会を設立し、 具体的な議論を重ねてきました。

推進計画策定の意義、期待される効果など

市民の皆様に市の津波防災への計画的な取り組みを知って いただき、市民の自助、地域の共助、そして公助の連携による津 波対策の大切さを理解していただけるものと考えています。

また、協議会を立ち上げたことにより、危機管理部門のみなら ず、産業部門、健康福祉部門、都市整備部門、土木部門など全市 一丸となって津波防災地域づくりに取り組むことができたことも 効果の一つです。

今後の進め方

当市では、静岡県が市内の民間企業からの大口寄附を活用し て進めている防潮堤の整備を共同で推進しながら、市の上位計 画や関連計画の更新・作成時や新たな施設整備計画策定時な どにあわせ『推進計画』を適宜更新していく予定です。





12





田原市

津波災害に強く、 将来にわたり安心して暮らせるまちづくり

田原市の特徴

田原市は、愛知県の南端にある三方を海に囲まれた半島部に 位置し、約100kmに及ぶ長い海岸線上に、多くの観光客やサー ファーが訪れる景勝地や砂浜を抱え、自動車関連を中心とした 産業立地も進んでいます。

市における推進計画作成の背景

これまでも当市では、東日本大震災を契機に、地震・津波防災 戦略「緊急地震・津波対策5箇年計画」(アクションプラン)を策 定し、最大クラスの地震・津波を想定した防災対策を行ってきま したが、要配慮者や来訪者の避難手段の確保、避難困難地域の ハード・ソフト対策、震度6強以上の揺れからの迅速・確実な避難 行動の確保などの問題があります。

また、津波による浸水により道路が寸断し、市・地域が孤立す るおそれもあり、隣市から延びる輸送道路の確保や代替となる 港湾からの航路など交通ネットワークの強化などの課題もあり ます。

推進計画策定の意義、期待される効果など

津波避難訓練の実施や地域コミュニティ団体による地域防災 力の強化などのソフト施策を中心に、最大クラスの津波への対 応の見直しや臨海企業等の帰宅困難者対策を進めるとともに、 南海トラフ地震による被害を最小限に止めるため、津波浸水被 害の軽減を目的とした海岸保全施設の整備や津波避難マウンド (人工高台)の整備などのハード整備を確実に推進する目的で、 法定協議会を開催し、国や県など関係管理者との協議を行い、 「津波災害に強く、将来にわたり安心して暮らせるまちづくり」を 目標とした推進計画を作成しました。

今後の進め方

推進施策の進捗管理を毎年行い、5年毎に推進施策の成果を 検証する際や、上位計画が改訂・策定された際などに、本計画の 見直しについて検討します。



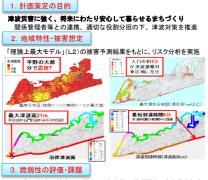


津波避難訓練(保育園)

津波セーフティライン

田原市津波防災地域づくり推進計画の概要

津波避難マウンド完成予想図



平成26年度の被害予測調査や、都市計画基礎調査、津波浸水想定 区域、浸水深等のデータを、GIS(地理情報システム)上に重ね合わせ、 住民等の避難困難性、建物や産業の被災の危険性、応急・復旧活動 の困難性の観点から、分析・評価を実施。

部位阿斯斯斯斯

------・海岸堤防等整備 〇避難等ソフト対策 ○ 津波警戒の周知 要配慮者利用施設の避難対策 ○ 避難方法の検討・避難手段確保 ○ 高台移転の支援検討 避難誘導が必要な集客施設の避難対策 〇 避難困難地域にある集客施設等 〇迅速な避難誘導の徹底 情報伝達不可能区域の対策 ○無線エリア外の存在 ○特性を踏まえた伝達方法の検討 建物等の倒壊対策 ○建築物耐震化等による迅速避難 ○土地利用の制限等の検討

産業被災の対策 ○ 浸水防止対策・排水対策 ○ 被災事業者支援の事前検討 緊急輸送道路等の被災対策○ 避難救助・物資輸送に資する幹線道路ネットワークの強化

○ 災害廃棄物等の仮置き場の確保 ○ 処理計画の検討 ライフラインの途絶対策 ○ ライフライン施設の耐震化、浸水対策 ○食料備蓄等

○ 交通ネットワーク強化や救助体制・防災拠点機能の充電



宮崎市

なんとしても人命を守る 安全・安心を未来につなぐ緑と調和したまちづくり

宮崎市の特徴

宮崎市は、日向灘に面した長い海岸線を有し、海岸に近い低 地には人口、産業など都市機能が集積しているため、南海トラフ 巨大地震による甚大な津波被害が想定されています。

市における推進計画作成の背景

当市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度から「市 民の命を守る事業」として、ハード・ソフトを組み合わせた地震・ 津波等に対する防災対策に重点的に取り組み、同年10月に市 独自にインフラ整備の方向性を定めた「宮崎市地震津波対策イ ンフラ構想」を策定したが、さらに、このインフラ構想をベース に、津波避難対策等のソフト施策も盛り込み、「なんとしても人 命を守る安全・安心を未来につなぐ緑と調和したまちづくり」を 基本方針とした41事業計画からなる推進計画を作成しました。

既存のまちづくりに関する方針と調和・整合を保ちながら、海 岸堤防等の整備や、救援・復旧復興のための道路機能の強化等 のハード整備と、避難困難地域の避難環境、避難体制の整備、

重要公共施設や行政機能等の災害対応力強化を進めていくこ ととしています。





複合型防災施設

宮崎市津波防災地域づくり推進計画の概要

の特徴

津波防災地域づくり法に基づく計画 全ての津波災害を対象に地域づくりを推進 国・県・市の事業を一体的に記載 計画期間はなく持続的に推進する

(序章)

津波から市民の生命・財産及び産業基盤を守り 安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため 肝 存の防災・減災計画やまちづくりの計画と調和・整合を保ちながら、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示し、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとする計画です。

宮崎市の現状とこれまでの取組み(第1章) ◆宮崎市の現状

日向難に注ぐ河川の周辺 には、多くの市民が生活し 経済活動を行っており 市 街地が形成されています

● 避難訓練の実施

▲ 水門整備 等

◆最大級津波想定

(H25年度 県公表)

津波ハザードマップの配布

津波避難ビルの協定締結

地震・津波被害想定(第2章)

浸水面積:4,010ha (自治体最大クラス)

▲ 津波到達時間(最短):18分

◆最大級地震・津波による被害

浸水規定図

インフラ構想の策定



避難訓練状況

期避難が困難な地

津波防災地域づくりの課題(第3章)

の施設強化が必要

(3)救援・復旧・復興 のための道路が確保 等が機能しなくな できない恐れがある る恐れがある

根を越えた備えが

推進計画区域(第4章)

津波被害を最小限に抑えるためには、浸水想定区域内での対策だけではなく、浸水想定区域外における展開についても考慮が必要なことから、区域は市域全域とします。

津波防災地域づくりの基本方針(第5章)

津波防災地域づくりのために行う事業又は事務(第6章)

(1)早期避難のための環境を整備する

◆取り組み方針 1)早期避難のための環境を整備する (2)津波の防護ラインを強化する (3)救援・復旧・復興を支える道路機能を強 化する (4)災害対応力を高める

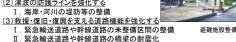
(5)広域連携基盤を強化する ◆土地利用に関する方針 現在のコンパクトシティを目指した土地利用方針をベースに、津波被害の軽減を図るための

◆警戒避難体制に関する方針 地域防災計画(南海トラフ地震防災対策推進 計画編)の基本方針に基づくものとする

取り組み方針に対応する施策を整理します。

. 早期避難を促すための情報提供施設の整備 . 都市計画道路・その他の幹線道路など 避難路の整備

Ⅳ. 避難体制の整備 (2)津波の防護ラインを強化する I. 海岸・河川の堤防等の整備



Ⅱ、緊急輸送道路や幹線道路の橋梁の耐震化 . 緊急輸送道路や幹線道路の埋設管等の破損・浮き上がり防止

- (4)災害対応力を高める I.港湾・漁港の防波堤等の整備 Ⅱ.上下水道施設の耐震化等の整備
- Ⅲ、行政庁舎の防災機能の向上のための整備 防災支援拠点等の整備
- V. 地籍調査の実施 (5)広域連携基盤を強化する I. 防災支援拠点の整備



対策が決まっていない海岸や河川、避難のための環境や重要施設等の課題解決に向けて、関係機関等と協議を行います。 今後の取組み 都市計画マスタープランとの調和を図りながら、将来の土地利用に関する見直しの必要性について検討を行います。 (第7章) 協議会等で評価・検証を行いながら、定期的に見直しを行います。

出典: 宮崎市 HP

14

津波防護施設の整備

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定



推進計画



津波防護施設 (都道府県または市町村)

▶津波防護施設とは

- 盛土構造物・護岸・胸壁・閘門(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安 施設事業に係る施設であるものを除く)であって、
- 津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止・軽減するため都道府県知事又は市町村長 が管理するもの
- ※津波防護施設の新設・改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする

▶指定津波防護施設とは

- 都道府県知事が、浸水想定区域内に存する津波災害を防止・軽減するため有用な施設(海岸保全 施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く) を指定…盛土された道路、鉄道施設など
- 当該施設の所有者の同意が必要

▶津波防護施設整備事業

【 交 付 対 象 】 都道府県又は都道府県知事から津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

【対象事業】津波防護施設整備事業:『推進計画』に記載され、国土交通省令で定める基準*を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う 事業のうち、次のいずれかの要件に該当するもの(※津波の浸水防止に必要となる高さや波力等に対して安全な構造等)

交付対象事業

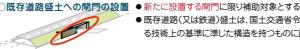
盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波によ る浸水を防止するための閘門、胸壁※であり、次の要件に該当するもの ※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を補うものに限る。その長さは概ね延長500m

- イ)人家20戸以上**を防護するもの。ただし、災害時要援護者関連施設又は 市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は 10戸以上を防護するもの
- ※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む

背後地への津波による浸水を防止するための道路、鉄道と一体となって整 備する盛土構造物であり、次の全ての要件に該当するもの

- イ)概ね延長500m以内であるもの(津波防災地域づくりに関する法律第29 条第2項に規定する国土交通省令で定める基準を満たすために必要と なる護岸を含む。必要に応じて設置する胸壁、閘門を含む)
- □)人家20戸以上※を防護するもの。ただし、災害時要援護者関連施設又は 市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は 10戸以上を防護するもの
- ※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む

イメージ(道路を例として)



- 既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定め る技術上の基準に準じた構造を持つものに限る
-)既存道路盛十への胸壁の設置 ●新たに設置する胸壁に限り補助対象とする
 - 既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定め る技術上の基準に準じた構造を持つものに限る

● 小規模な開口部を閉鎖する場合に限り、道路、鉄



- 道との兼用の盛土構造物を補助対象とする(概ね 500m以内、災害時要援護者施設等を防護) ● 必要に応じて設置する閘門、胸壁、護岸も補助の



※小規模な開口部を

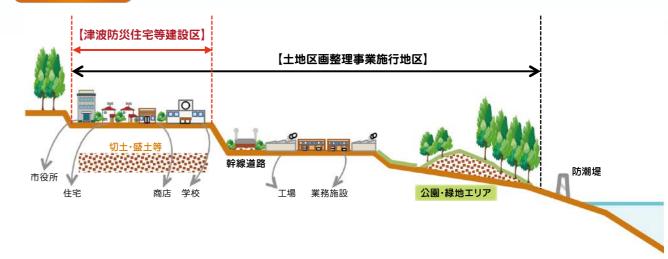
推進計画の区域内における特別の措置

▶津波防災住宅等建設区制度の創設

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる 土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区 域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例(土地区画整理法第89条「照応の原則*」の例外)を設ける

※換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない (土地区画整理法第89条)

【 施行地区イメージ図



▶津波避難建築物の容積率規制の緩和

推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満 たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要 とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする



迅速な緩和が可能となり、津波避難ビルの整備に資する 例) 都市計画上の指定容積率200%→220%相当に

※本特例の適用を受ける建築物については、指定避難施設又は管理協定の制度により避難施設として位置づ けることが望ましい



▶都道府県による集団移転促進事業計画の作成

集団移転促進事業とは「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づく、 異常な自然災害による災害が発生した地域等のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集 団移転を促進するために行う事業をいう

集団移転事業計画の策定主体(集団移転促進法第3条)

例外なく市町村

策定主体に都道府県を追加

津波被害は極めて広域的被害をもたらすことから、一の市町村を超える対応も想定する必要がある

拠点市街地の整備に関する制度

▶一団地の津波防災拠点市街地形成施設

津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の 各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする(全面買収方式で整備することを可能とする)





【整備手法の例】

- 公共施設や産業団地を整備し、民間が貸借する
- ●公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び防炎センター等の●公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び行政施設等の公共 施設を整備し、民間が借地又は譲渡を受ける

予算概要

- 内 容: 安全な拠点市街地を整備するために必要な費用(拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設 等整備費、用地取得造成費)※上物の整備については、既存制度がある場合は当該制度で対応
- 対 象: 被災地限定

税制概要

○ 内容: 新たな都市施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円控除等(所得税・法人税)

推進計画の区域内における課税標準の特例措置

▶津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置

■制度内容

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき市町村が作成した「推進計画」に位置づけられた民間企業が臨港地 区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税 について、下記の特例措置を講じる。

■対象者

臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者

■対象資産

●護岸

地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を津波から防護するもの。

●防潮堤、胸壁

陸上に設置し、背後地を津波の被害から防御するもの。

●津波避難施設

津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物。







【民間企業における津波対策の例】

【津波避難施設の設置例】

特例内容

①大臣配分資産又は

知事配分資産:取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とする。

②その他の資産:取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を 乗じて得た額を課税標準とする。

※特例期間:平成28年4月1日~平成32年3月31日(4年間)